

【保護者の皆様へ】第Ⅰ期薬学実務実習に関する対応について（第1報）

2020.02.29

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が拡がりつつある状況の中で2月25日(火)より全国において薬学生の第Ⅰ期薬学実務実習が開始されました。第Ⅰ期は、全員が薬局での実習となっています。現時点では他学も含めて実習学生の健康問題は報告されておられません。しかし、本学では学生の安全に配慮しつつ実習を遂行するために、下記の対応を行い今後の最新の情勢を見ながら、迅速かつ適確な判断をしております。また、本件に関する最新の情報は、適宜、本学ホームページにて更新致しますので、ご確認頂くようお願い申し上げます。

1. 実習学生に対する体調調査の実施と予防策の徹底

実習期間中、学生には毎朝の検温結果と体調をインターネット経由で大学に報告するシステムを開発致しました。大学ではこのシステムを利用し、学生の健康状態をリアルタイムで把握します。学生が感染拡大の責を負うことが無いよう、発熱等の体調不良の場合には躊躇せず実習を欠席する旨を指導しております。同時に、各学生の体調の遅滞の無い把握に努め、状況に応じた迅速な判断に備えています。また、学生には、手洗い、うがいの励行、実習中は原則としてマスク着用の旨、指導しております。尚、学生が体調不良等にて欠席した場合にも、実習施設と連携の上、学生の実習内容に不利が生じないよう指導を行います。

2. 実習施設との連携体制の強化

本来、薬学生の実務実習は参加体験型実習とされておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、「うつらない！うつさない！」を最優先させるため、「体験型」実習の実施に制限がかかることは止むを得ないと考えております。すでに、この方針を実習施設に伝え、状況に応じた指導をお願いしております。同時に、各実習施設と密に連携し、情報を共有しながら、慎重に実習を実施して参ります。今後、更なる事態の悪化(拡大)が生じた場合には、速やかに厚生労働省はじめ関係機関からの指示に準じた対応を致します。

3. 緊急事態(パンデミック)宣言発令時の対応

関係省庁より「緊急事態宣言」が発令された場合は即刻、「実務実習一時見合わせ」と致します。再開、中止については、その後の情勢に応じて関係団体との協議の上、決定致します。なお、「一時見合わせ」の期間は、学生は自宅等にて待機状態となりますが、待機による学習の不利が生じないよう指導を行います。

学外実務実習委員会
実務実習支援課